

第15回 グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会 議事要旨

グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会事務局

日 時：平成28年6月3日（金）13：00－14：00

場 所：経済産業省別館9階948会議室

出席委員：山地委員長、秋澤委員、浅野委員、亀山委員、村井委員

1. 挨拶

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課再生可能エネルギー推進室長から挨拶。

2. 委員の確認

事務局から欠席委員について報告。

3. 本年度の委員長の承認

前年度に引き続き、山地委員を委員長とすることについて、異議なく承認。

4. 平成27年度グリーンエネルギーCO2 削減相当量の認証について

事務局から資料1-1、1-2、1-3に基づき、認証申請について説明。異議なく承認（委員会への出席が困難であった石塚委員は書面回答にて承認）。

5. 平成27年度グリーンエネルギーCO2 削減計画の変更の認証について

事務局から資料2-1、2-2、2-3に基づき、削減計画の変更について説明。各委員からの発言及び質疑。その後、異議なく承認（委員会への出席が困難であった石塚委員は書面回答にて承認）。

（浅野委員）事業主体も変更ないということでよいか。

（事務局）変更なしである。

6. グリーンエネルギーCO2 削減相当量の代理償却に基づく申請様式の改定について

事務局から資料3に基づき説明。以下、代理償却に基づく申請様式の改定について、各委員からの発言及び質疑。その後、異議なく承認（委員会への出席が困難であった石塚委員は書面回答にて承認）。

(秋澤委員)

グリーン電力の環境価値を持っているかどうかはグリーンエネルギー証書を持っているかどうかで判断できるということでしょうか。

(事務局)

その通りである。また、事務局で検証機関であるグリーンエネルギー認証センターから情報を受け、グリーンエネルギー証書を持っているかも確認を行う。同時に、本改定により申請者から一筆受け、削減相当量の保有予定者とグリーン電力・熱の環境価値所有者が一致することを誓約してもらっている。

(村井委員)

グリーン電力証書をもっている人と、削減相当量の保有予定者が異なるケースが多々あるのではないかと。

(事務局)

削減相当量を温対法で用いる話では、バウンダリーと所有者が一致するように申請する必要があると事業者と話している。

(村井委員)

温対法で使用するかどうかのポイントになるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(浅野委員)

この様式変更はいつから実施されるのか。

(事務局)

2016年の温対法への活用の報告期限である6月末にて使用したいと考えている。

(山地委員)

特に異議なければ、事務局提案にて承認とする。

7. 今後のスケジュールについて、

事務局から資料4に基づいて説明。スケジュールについて異議なく承認。

8. その他の連絡事項について

(事務局より参考資料について説明)

事務局から参考資料1に基づいて電力排出係数の更新について、参考資料2及び3に基づいて運営規則の改定について、参考資料4-1、4-2、4-3に基づいて、様式の改定について、参考資料5、6に基づいて、グリーンエネルギーCO₂削減相当量制度の現状及びグリーン電力証書の動向について、参考資料7に基づいてダブルカウント防止の周知について、参考資料8に基づいて配分計画(実績)の変更について説明。以下、関連する発言及び質疑。

(山地委員長)

参考資料6について、グリーンエネルギー証書は減少ないし頭打ちであるが、CO₂削減相当量認証が増えており、また配分量も増えているという現状である

(亀山委員)

参考資料7について、ダブルカウントの問題は実際に生じているのか、また防止するための対策として問題の周知という対策だけで問題ないのか。

(事務局)

温対法にて報告がなされないと確認が取れないのが現状である。証書発行事業者よりダブルカウントがあったと報告を受けている。理由としてそもそもダブルカウントについて知らないという事業者がいたため、周知していきたいと考えている。

(亀山委員)

報告様式を変えるのも一つの手であるが、理想的なのは、他制度の内容も踏まえて大きなレジストリシステムができればよいと考える。たまたま見つけたということでは、防止にはつながらないので、罰則を設けるということは必要ないかもしれないが、ダブルカウント防止のための文言を運営規則に追加することも必要になるのではと感じた。

(秋澤委員)

参考資料6について、グリーン電力証書のうち、グリーンエネルギーCO₂削減相当量の認証に扱われている比率はどのくらいなのか。認証へと出てこない分について、何がネックなのかがわかるのではないか。

(事務局)

比率は計算していないが、一部の証書発行事業者における比率は、グリーン電力に関してはグリーンエネルギーCO₂削減相当量への利用は非常に高いと伺っている。グリーン熱については、今回の申請でも1件となっており、何らかの対策が必要だとも感じている。

(グリーンエネルギー認証センター)

グラフにあるのは認証電力量であり、販売された証書発行量ではない。認証量に対して発行量は8割くらいである。用途は東京都の再エネクレジットに変換したり、小口の販売などに利用されている。今後企業向けでは、まだ伸びしろはあると考えている。

(浅野委員)

3枚目のスライドにて、27年度認証のCO₂は約7万トンのうち、企業向けで2万6千トンであり、残りが別の用途で使用しているということか。

(事務局)

認証されたものの、企業の口座に配分されずに残っているものであり、その配分未定分についても再配分の申請が来ている。

(村井委員)

参考資料6の5スライドにおいて、FIT電力＝グリーン電力としてとらえることはできないのか。

(資源エネルギー庁)

表記として認められるのは、単純に FIT という表示を用いることは認めているが、グリーン電力という表示は認めていない。

(山地委員)

再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会等でも議論している部分であり、そちらをご参照頂きたい。

以上